

第78回国民スポーツ大会（第79回冬季大会）中国ブロック大会 島根県実行委員会会則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、第78回国民スポーツ大会（第79回冬季大会）中国ブロック大会島根県実行委員会（以下、「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、第78回国民スポーツ大会（第79回冬季大会）中国ブロック大会（以下「大会」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）大会に必要な企画運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- （3）大会の準備及び運営に必要な予算の編成、執行及び資金の調整に関すること。
- （4）前号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

第2章 組 織 及 び 役 員

（組 織）

第4条 本会の役員は、会長、副会長、委員、監事をもって組織する。

2 会長は、公益財団法人島根県スポーツ協会理事長をもって充てる。

3 副会長は、次の者をもって充てる。

- （1）公益財団法人島根県スポーツ協会専務理事
- （2）島根県環境生活部部長
- （3）島根県教育委員会教育長
- （4）島根県高等学校体育連盟会長

4 委員は次の者をもって充てる。

- （1）島根県環境生活部スポーツ振興監
- （2）島根県環境生活部スポーツ振興課課長
- （3）島根県教育委員会保健体育課課長
- （4）公益財団法人島根県スポーツ協会常任理事
- （5）競技団体担当者
- （6）開催市町担当者

5 監事は公益財団法人島根県スポーツ協会監事をもって充てる。

6 役員に異動があった場合は、その後任者を委嘱する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、事業及び財務を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、本会の解散の日までとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第7条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総 会

(総 会)

第8条 総会は会長及び副会長並びに委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 大会運営の基本方針に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。ただし、会長が本会を欠席する場合は、副会長を持って充てる。副会長の順序は第4条3項のとおりとする。

4 総会の議事は、出席役員(代理人にその権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決の省略)

第9条 議決すべき事項について、役員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第10条 会長は総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

3 会長は、総会が議決すべき決算のうち、最終の総会に係る会議費について、これを専決処分することができる。この場合、前項にかかわらず、次の総会における承認を省略するものとする。

第5章 事 務 局

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため本会事務局を公益財団法人島根県スポーツ協会内に置く。

2 事務局に関する必要事項は、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会 計)

第12条 本会の経費は、負担金、補助金、参加料、その他の収入をもって充てる。

第7章 解 散

(解 散)

第13条 本会は、第2条の目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。

(残余財産の帰属)

第14条 本会が解散した場合において、残余財産は公益財団法人島根県スポーツ協会に帰属するものとする。

第8章 補 則

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、実行委員会設立の日（令和6年3月25日）から施行する。

2 実行委員会設立の日から令和6年3月31日までの実行委員会経費は公益財団法人島根県スポーツ協会予算をもって充てる。